

# フリーランス・事業者間取引適正化法等説明会のご案内

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増加していることを背景に、令和6年11月1日よりフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます。新潟労働局では、新法の内容について周知を図るため、発注事業所を対象とした説明会を開催します。また、日頃お問い合わせの多いカスタマーハラスメント対策や無期転換ルールについても併せて説明します。

**開催日時：令和6年11月12日（火）**

**14：00～15：30**

**開催場所：新潟労働局 会議室**

**新潟市中央区美咲町1-2-1**

**美咲合同庁舎2号館2階**

**開催方法：対面式（定員：30名）**

**受講料：無料【要事前申し込み】**

**申込方法は裏面をご覧ください**

## 内容



- **フリーランス・事業者間取引適正化等法について（50分）**
  - ・対象となるフリーランス・契約の範囲について
  - ・発注事業主の義務と禁止行為について
- **カスタマーハラスメント対策について（20分）**
- **無期転換ルール及び有期特措法について（20分）**

## 申込方法

※**事前申込が必要です。**  
以下の方法でお申込みください。

### ○メールでのお申込み

本様式※または下記内容を記載のうえ、下記アドレスへメールを送信ください。

**<申込先アドレス> 15roudou@mhlw.go.jp**

☆件名に【フリーランス説明会】とご記載ください。

**申込締切：令和6年11月5日（火）**

- ・定員に達し次第、期日前に締め切る場合があります。
- ・定員に限りがある為、原則1社1名様までとさせていただきます。2名以上の参加をご希望の場合は、別途ご相談ください。



※様式は新潟労働局HPからもダウンロードできます。

[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/sintyaku\\_00539.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/sintyaku_00539.html)

## <フリーランス説明会 参加申込書>

事業所名	
所在地	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
フリーランスとの取引実績 (いずれかに○)	現在取引している／過去に取引したことがある 取引したことがない／不明

お問い合わせ先：  
新潟労働局 雇用環境・均等室  
電話：025-288-3511



新潟労働局  
Niigata Labour Bureau